

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の  
一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとします。（第19条および第24条関係）
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「前条第3項」を「前条第2項および第3項」に改める。

第24条第3項中「第19条」を「第20条」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第18条まで 省略 (勤勉手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 <a href="#">前条第3項</a>の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>第20条から第23条まで 省略 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第5条、第7条、第9条、第11条、第17条および<a href="#">第19条</a>から第22条までの規定は会計年度任用職員について、前条の規定は第1号会計年度任用職員については、適用しない。</p> <p>第25条以下 省略</p>	<p>第1条から第18条まで 省略 (勤勉手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 <a href="#">前条第2項および第3項</a>の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>第20条から第23条まで 省略 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第5条、第7条、第9条、第11条、第17条および<a href="#">第20条</a>から第22条までの規定は会計年度任用職員について、前条の規定は第1号会計年度任用職員については、適用しない。</p> <p>第25条以下 省略</p>